

茅ヶ崎市記者発表資料
2026年1月19日
こども育成部こども政策課 課長 青木聰
電話0467(82)1111 内線2169

「物価高対応子育て応援手当」を支給

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国において「0歳児から高校生年代までのこどもに対し、1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当金を支給する」とが決定されました。これを受け、市は2月27日(金)から支給を開始します。

1 手当の概要

(1) 支給対象児童

①令和7年9月分(令和7年9月生まれの児童については10月分)の児童手当の支給対象児童

②令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童

※平成19年(2007年)4月2日～令和8年(2026年)3月31日生まれの児童が対象

(2) 支給対象者

支給対象児童の児童手当受給者

(3) 支給金額

支給対象児童 1人当たり 2万円

2 申請及び支給方法

原則申請不要で、2月2日(月)に支給対象者へ振込案内通知を発送予定です。受給の拒否や支給口座の変更等がなければ、2月27日(金)に児童手当支給口座へ振り込みます。

10月以降出生した児童がいる方、職場から児童手当を受給している公務員の方は申請が必要です。2月2日(月)に申請が必要な方へ申請案内通知を発送予定ですが、申請案内通知に電子申請の二次元コードを掲載予定です。(電子申請ができない方は窓口や郵送による紙での提出も可能です)。